

# 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年9月28日

世田谷区

## 1 業務概要

- (1) 件名 世田谷区立奥沢中学校改築（区立児童館との一体整備）基本構想案等作成支援業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、世田谷区立奥沢中学校の改築および区立児童館整備について、開発行為を伴う道路整備を踏まえながら基本構想案等の作成支援業務を委託するものである。また、区立児童館は、木造化の検討を行う。
- (3) 履行期間 契約締結の日（令和5年4月）から令和5年9月29日まで（予定）  
※当該年度の予算案が議決され、予算が配当されることを条件とする。

## 2 参加資格(基準日：参加希望届出書提出日現在)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 世田谷区から指名停止（入札参加禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成24年度以降に、延べ床面積6,000㎡以上の小・中学校の新築または全面改築に関わる設計業務を完了した実績があること。
- (6) 東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付（建築設計）1位から100位以内の設計事務所であること。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加希望届出書を提出した者

## 4 提案書を特定するための評価基準

### (1) 1次審査における評価項目

評価項目	評価事項
事業者の体制・実績 (業務経歴等)	技術者数、有資格者数、業務実績
担当チームの能力 (技術者の経験と実績)	管理技術者及び各主任担当技術者の資格・経験等
	管理技術者及び各主任担当技術者の業務実績

### (2) 2次審査における評価項目

評価項目	評価事項
業務実施方針	担当者の実績、実施体制、取組み姿勢等
提案課題	①地域特性を踏まえた施設設計・道路整備の考え方

	②充実した教育、児童厚生事業を行うための安全な施設設計の考え方
	③環境・省エネルギー化に関する提案
	④事業スケジュールとコスト低減等に関する提案

## 5 手続き等

### (1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

世田谷区教育委員会事務局 教育環境課

電話 03-5432-2663・2659

FAX 03-5432-3029

Mail SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp

時間 9時～17時

ただし、土・日曜日、祝日、並びに月～金曜日の正午～13時を除く。

### (2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

#### ① 交付期間

令和4年9月28日(水) から令和4年10月12日(水) まで

#### ② 交付場所及び方法

ア 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/005/007/d00200476.html>

トップページ→目次から探す→子ども・教育・若者支援→小・中学校

→学校改築状況

→世田谷区立奥沢中学校改築（区立児童館との一体整備）事業に係る事業者選定  
公募型プロポーザルのご案内

イ 上記(1)の窓口にて配布

### (3) 参加希望届出書の受付期限並びに提出場所及び方法

① 受付期限 令和4年10月21日(金) 17時まで

② 提出場所 上記(1)に同じ。

③ 提出方法 直接持参すること。(郵送不可)

### (4) 提案書の提出期間並びに提出場所及び方法

① 提出日 令和4年11月2日(水) または11月4日(金) 9時～17時まで

② 提出場所 上記(1)に同じ。

③ 提出方法 直接持参すること。(郵送不可)

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：

有(令和5年度以降：基本設計業務委託、令和6年度以降：実施設計業務委託、令和8年度以降：工事監理業務委託)

(但し、①予算配当を条件とする。②契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。)

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5(1)に同じ。

(6)区は、この案件に参加を希望した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由を公表することができるものとする。

(7)詳細は募集要領による。